

# 公 示

平成 22 年 9 月 17 日  
社団法人岡山県畜産協会

## 肉用子牛生産者補給金制度に係る 生産者積立金(負担金)単価について

平成 22 年度 7 月登録（平成 22 年 1 月 2 日生まれから適用）から生産者積立金（負担金）が、下記のとおり改定されたのでお知らせいたします。

### 記

肉用子牛 1 頭当たりの生産者積立金(負担金)の額 (単位：円)

品 種	改 定 (平成 22 年 1 月 2 日 生まれから )	現 行 (平成 22 年 1 月 1 日 生まれまで )
黒毛和種	2, 2 0 0 ( 5 5 0 )	9, 9 0 0 ( 2, 4 7 5 )
褐毛和種	1 1, 9 0 0 ( 2, 9 7 5 )	1 1, 9 0 0 ( 2, 9 7 5 )
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	2 4, 4 0 0 ( 6, 1 0 0 )	2 7, 1 0 0 ( 6, 7 7 5 )
乳用種の品種	1 2, 7 0 0 ( 3, 1 7 5 )	1 2, 7 0 0 ( 3, 1 7 5 )
肉専用種と乳用種の交雑種の品種	5, 0 0 0 ( 1, 2 5 0 )	5, 0 0 0 ( 1, 2 5 0 )

(注) ( )は、肉用子牛 1 頭当たり生産者負担金の額、  
「 国 1/2、 県 1/4、 生産者 1/4 」